

教育における特別活動の位置付けに関する一考察

A study on the position of special activities in education

磯 島 年 成 熊 谷 雅 史*
ISOJIMA Toshinari KUMAGAI Masahumi

I. はじめに

各教科等の教科性、特徴については、学習指導要領の構成の仕方にも表れていることがわかる。小学校学習指導要領においては、「前文、総則」の記述後、10の教科を「第2章 各教科」に位置付け、その他の「特別の教科 道徳」、「外国語活動」、「総合的な学習の時間」「特別活動」については、各章として表している。このように1つの章立てで示している教科等については、国語、社会、算数…（中略）…体育、外国語の各教科と異なった教育課程上の位置付けであることが推察できる。例えば、「特別の教科 道徳」については、これまでの既存の道徳をさらに道徳の重要性から「特別の教科」として新設され、また、「総合的な学習の時間」は、横断的・総合的な課題への取組の必要性、「外国語活動」は、英語教育の充実から各々新設された。これらの教科等の新設されるまでの過程で共通している点は、これからの時代における子どもたちに必要となる資質・能力や取り組むべき内容について検討されてきたことであり、学習指導要領の改訂に伴って新設されてきた。そのような改訂をたどってきた中、「特別活動」においては、他の教科等と比べ以前から位置付けられ、時代への対応についても名称を変えることなく、現在に至っている。

そこで、時代に伴って新設されてきた他の教科等とは異なり、従来より教育課程上に位置付けている「特別活動」について調べ、教育におけるその位置付けについて考察していきたい。

II. 特別活動の変遷から見える位置付け

1. 他教科等との比較から見える特別活動の位置付け

小学校では、教育課程の編成として次の14の教科等から構成されている。それは、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動である。

そして、「特別活動」は、教科、教科外で分類すると、教科外であり、国語や算数と同様に小学校の第1学年～第6学年までの全ての学年に位置付けられている。生活科は、低学年に、家庭科・外国語科は、高学年に位置付けているが、それは、児童の発達段階を考慮して位置付

*札幌市立新琴似緑小学校

いているものと考えられる。その点から「特別活動」については、特定の学年ではなく、発達段階に即して全学年において必要として位置付けられた教科等である。

教科と教科外については、法制上に定められてはいないが、教科とは、学校で教授される知識・技術などを内容の特質に応じて分類し、系統立てて組織化したものと考えることができる。教科指導は系統的に組織化された文化内容を教授することにより、子どもを知的に「陶冶」することを主たる任務とする。これに対し、教科外活動は子どもの自主性を育て、民主的態度や行動力等を形成する「訓育」の課題を果たすことを主たる任務とすると考えることができる。前述したように子どもの自主性を育て、態度や行動力等の形成を任務としている教科外の活動に「特別活動」も位置付いている。

2. 「教科課程」から「教育課程」へ

各学校における教育計画が、「教育課程」であり、「教育課程」とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。この「教育課程」の考え方は、昭和26年学習指導要領（試案）によって示されたものであり、それ以前は、「教科課程」としていた。現在も用いられている「教育課程」という言葉が、初めて用いられた時の定義は、次のように記述されている。

【昭和26年 学習指導要領（試案）一般編Ⅱ教育課程より】

「教育課程とは…教育の実際にとりかかろうとすると、これらの教科をただ児童や生徒にあてがいさえすればよいと考えることはできない。われわれは、児童や生徒の現実の生活やその発達を考えて、どの学年からどの教科を課するのが適当であるかを定めねばならない。そしてまた同一の教科であっても、その内容をどんなふうに学年を追って課するのが適当であるかという考慮も必要になる。また、教科以外の教育的に有効な活動、あるいは特別教育活動も、児童や生徒の発達を考えて適切な選択が行われるようにしなければならない。

このように児童や生徒がどの学年でどのような教科の学習や教科以外の活動に従事するのが適当であるかを定め、その教科や教科以外の活動の内容や種類を学年的に配当づけたものを教育課程といっている。

教育課程は、現在の社会目的に照して、児童や生徒をその可能の最大限にまで発達させるために、児童や生徒に提供せられる環境であり、また手段であるから、社会の変化や文化の発展につれて変るべきものである。このことは、また同時に、教育課程は、児童や生徒の必要に適合するため変るともいい換えることもできる。だから、厳密に考えていけば、教育課程は、その地域の社会の生活の特性により、その地域における児童や生徒の特性によってそれぞれ異なるといえるものである。教育がその地域の社会に適切なものとなるには、どうしてもそうならなくてはならないはずである。

だから、教育課程は、それぞれの学校で、その地域の社会生活に即して教育の目標を

考え、その地域の児童や生徒の生活を考えて、これを定めるべきであるといえる。」

「教育課程」の考え方については、「教科等の活動の内容や種類、学年に相当する教科、時間数を明らかにし、各学校の教育目標や児童、地域の実態を踏まえて定めるべきこと」としてしていることは、現在の学習指導要領で定めている内容と合致している。「教育課程」の起源を昭和26年学習指導要領（試案）とすると、「教育課程」の考え方は、現在に至るまで70有余年変わらずに学校教育の基準として引き継がれているといえる。

「教科課程」から「教育課程」への移行は、教育活動において内容としての系統的な学習、方法として知識・技能を教授する教科に留まらず、子どもの自主性や態度や行動を育成する重要性から新たな枠組みの必要性として「教育課程」という言葉が誕生したことと考えることができる。現在の「特別活動」は、昭和33年の学習指導要領の「特別教育活動」の新設から引き継がれていると考えられているが、この昭和26年の学習指導要領（試案）においては、「教科以外の活動の時間」が新設されている。「教科以外の活動の時間」は、1. 民主的組織のもとに、学校全体の児童が学校の経営や活動に協力参加する活動として（児童会、児童の種々な委員会、児童集会、奉仕活動）、2. 学級を単位としての活動として（学級会、いろいろな委員会、クラブ活動）示された。

また、「教科以外の活動の時間」に位置付けていないが他に遠足や修学旅行も実施されている。この「教科以外の学習の時間」の内容をみると、のちに新設される「特別教育活動」の起源と捉えることもできる。

尚、学習指導要領については、現在のように法的な拘束がある告示として示されてきたのは、昭和33年の学習指導要領からであり、それまでの学習指導要領は、試案として示され、手引き的な扱いであったことから必ずしも現在のように全国の小学校で実践されていたとはいえない。

現在の「特別活動」は、昭和33年の学習指導要領によって新設（特別教育活動）され、それ以前に実践されていた「教科以外の活動の時間」との関連性について取り上げたが、「特別活動」の学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事の4つ内容の中には、その起源を明治時代まで遡るものもある。明治時代には、「課外活動」としてスポーツ、文章朗読、討論、遠足などが行われている。また、修学旅行の起源は、明治19年東京師範学校の「長途遠足」が修学旅行の始まりと言われている。明治25年には、「夏季休業や学期末の休業等に教員の引率のもと、体を鍛えたり知見を広めたりすることに努めること」と定義化されている。さらに、卒業式は、明治5年の学制の施行に伴い各等級（学年）ごとに試験修了者に卒業証書を授与し、その後儀式化され、入学式は、1886年（明治19年）に国の「会計年度」（4月から新年度）の実施に伴って入学式が実施するようになったといわれている。

それまでは、入学が随時であったため、一斉に行う式は習慣化されていなかった。

3. 昭和33以降の小学校学習指導要領の「特別活動」の変遷

(1) 昭和33年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・「特別活動」ではなく、「特別教育活動」と「学校行事等」と示される。
- ・第2節「特別教育活動」…A. 児童会活動, B. 学級会活動, C クラブ活動
第3節「学校行事等」
- ・「学校行事等」は、儀式, 学芸的行事, 保健体育的行事, 遠足, 学校給食その他「学校行事等」の目標を達成する教育活動。
- ・「目標」について
「特別教育活動」
 1. 児童の自発的, 自治的な活動を通して, 自主的な生活態度を養い, 社会性の育成を図る。
 2. 所属する集団の運営に積極的に参加し, その向上発展に尽すことができるようにする。
 3. 実践活動を通して, 個性の伸長を図り, 心身ともに健康な生活ができるようにする。

「学校行事等」

学校行事等は、各教科, 道徳および特別教育活動のほかに、これらとあいまって小学校教育の目標を達成するために、学校が計画し実施する教育活動とし、児童の心身の健全な発達を図り、あわせて学校生活の充実と発展に資する。

(2) 昭和43年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・名称が現在の「特別活動」となる。
- ・第4章「特別活動」…【児童活動】…(1) 児童会活動, (2) 学級会活動, (3) クラブ活動 【学校行事】…ア. 儀式, イ. 学芸的行事, ウ. 保健体育的行事, エ. 遠足的行事, オ. 安全指導的行事
- ・「目標について」
望ましい集団活動を通して, 心身の調和的な発達を図るとともに, 個性を伸長し, 協力してよりよい生活を築こうとする実践的態度を育てる。

(3) 昭和52年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・第4章「特別活動」…A. 児童活動…(1) 学級会活動, (2) 児童会活動, (3) クラブ活動 B. 学校行事…(1) 儀式的行事, (2) 学芸的行事, (3) 体育的行事, (4) 遠足・旅行的行事, (5) 保健・安全的行事, (6) 勤労・生産的行事
- ・「目標について」
望ましい集団活動を通して, 心身の調和のとれた発達を図り, 個性を伸長するとともに, 集団の一員として自覚を深め, 協力してよりよい生活を築こうとする自主的, 実践的な態度を育てる。

(4) 平成元年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・第4章「特別活動」…A. 学級活動, B. 児童会活動, C. クラブ活動, D. 学校行事
(1) 儀式的行事, (2) 学芸的行事, (3) 健康安全・体育的行事, (4) 遠足・集団宿泊的行事, (5) 勤労生産・奉仕的行事

- ・「目標について」

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員として自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(5) 平成10年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・第4章「特別活動」…A. 学級活動, B. 児童会活動, C. クラブ活動, D. 学校行事
(1) 儀式的行事, (2) 学芸的行事, (3) 健康安全・体育的行事, (4) 遠足・集団宿泊的行事, (5) 勤労生産・奉仕的行事

- ・「目標について」

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るとともに、集団の一員として自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(6) 平成20年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・第6章「特別活動」…学級活動, 児童会活動, クラブ活動, 学校行事 (1) 儀式的行事, (2) 文化的行事, (3) 健康安全・体育的行事, (4) 遠足・集団宿泊的行事, (5) 勤労生産・奉仕的行事

- ・「目標について」

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員として学級や学校よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。

(7) 平成29年小学校学習指導要領と「特別活動」

- ・第6章「特別活動」…学級活動, 児童会活動, クラブ活動, 学校行事 (1) 儀式的行事, (2) 文化的行事, (3) 健康安全・体育的行事, (4) 遠足・集団宿泊的行事, (5) 勤労生産・奉仕的行事

- ・「目標について」

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、3つの資質・能力を育成することを目指す。

「特別活動」の内容の中には、クラブ活動, 児童会活動, 卒業式・遠足・修学旅行などの行事のように明治時代より実践されてきたものもあるが、現在の趣旨に合致する「特別活動」として位置付けられたのは、昭和33年の小学校学習指導要領からであ

ると考えられる。(昭和33年小学校学習指導要領では「特別教育活動」と「学校行事等」で示し、昭和43年小学校学習指導要領で「特別活動」となった。)

4. 「特別活動」の目標から見える教育の位置付け

「特別活動」は、昭和33年の学習指導要領から現在に至るまで6回の改訂を重ねてきた。この6回の改訂から目標の文言に着目して見ると、「特別活動」の他教科等と異なる位置付けが見えてくる。

◎平成33年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・児童の自発的、自治的活動、自主的な生活態度を養う、社会性を図る
- ・集団の運営に積極的に参加、向上発展を尽くす
- ・実践活動、個性の伸長、心身ともに健康な生活

◎平成43年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団活動、心身の調和的な発達、個性の伸長、協力してよりよい生活を築こうとする実践的態度

◎平成52年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団活動、心身の調和的な発達、個性の伸長、集団の一員としての自覚、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度

◎平成元年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団活動、心身の調和のとれた発達、心身の調和のとれた発達、個性の伸長、集団の一員としての自覚、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度

◎平成10年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団活動、心身の調和のとれた発達、個性の伸長、集団の一員としての自覚、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度

◎平成20年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団活動、心身の調和のとれた発達、個性の伸長、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度、自己の生き方、自己を生かす能力

◎平成29年小学校学習指導要領の目標に関する記述

- ・集団や社会の形成者としての見方・考え方、集団活動、自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性、集団や自己の生活上の課題を解決
 - (1) 多様な他者、協働する様々な集団活動、行動の仕方
 - (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題、解決、話し合い、合意形成、意思決定
 - (3) 自主的、実践的な集団活動、集団や社会における生活、人間関係をよりよく形成、自己の生き方、自己実現

「特別活動」は、これまでの学習指導要領の目標に記述されている文言をみると、「集団活動、集団の一員」「人間関係」「自主的、実践的な態度」などを示している。特に、平成29年小

学校学習指導要領の目標には、集団や社会の形成者として育成という言葉から、「特別活動」は、他教科等では見られない集団生活の生活の仕方、生き方について学ぶことを担っており、その特質として「集団活動」、「実践的な活動」をあげることができる。

Ⅲ. 特別活動の他教科等と異なる特質

1. 「特別活動」の特質「集団活動」における集団の捉えとは…

教科の学習では、学級の児童の実態を捉え、教科の指導目標、指導内容の下に毎時間、学級の児童（学級集団）へ授業実践を積み重ねていく。教科で学習を行う集団は、学級の児童を指す。しかし、「特別活動」では、この集団の捉え方も学級の枠を超えて様々な集団の捉え方を指す。

◎「特別活動」における集団の捉え

「学級活動」…他教科等と同様の学級の集団

「児童会活動」…委員会での5・6学年、全校縦割り活動での1～6学年

「クラブ活動」…クラブ活動での4～6学年

「学校行事」…儀式的行事（全校朝会、卒業式などでの全校児童）、文化的行事（学芸会の学年集団）、健康安全・体育的行事（運動会での学年、2学年ブロックでの集団など）、遠足・集団宿泊的行事（遠足での学年、2学年ブロック、修学旅行での学年集団など）、勤労生産・奉仕的行事（地域の清掃活動等での全校児童）

上記のように「特別活動」では、活動のねらい、内容に応じて様々な異なる集団での活動を通して「特別活動」の目標である自主的、実践的に取り組むことを目指している。このように集団の育成という視点での取り組みは、他教科等とは異なる「特別活動」の特質とあげることができる。

2. 「特別活動」の特質「実践的な活動」における実践の捉えとは…

「特別活動」の他教科等とは異なる特質は、「集団活動」とともに「実践的な活動」をあげることができる。「実践的な活動」とは、児童が学級や学校生活の充実・向上を目指し、自分たちの力で諸問題の解決に向けて具体的な活動を実践することを意味している。この「実践的な活動」は、実際に活動して得られることから「特別活動」の特質を「なすことによって学ぶ」として端的に方法原理を示している。具体的な活動を通して学ぶという点では、委員会活動の「児童会活動」、クラブに所属する「クラブ活動」、遠足、修学旅行、運動会などの「学校行事」と「特別活動」の内容が異なっても「実践的な活動」によって学ぶという点では共通している。その中でも「学級活動」に関する内容は、多くの毎日の学校生活に見られ、日課表の中にも位置付いている。

○内容「学級活動」に関連している「実践的な活動」（日課表に位置付いている活動例）

- ・朝の会…日直当番活動，・休み時間…係活動，・昼休み…給食当番活動，清掃当番活動
- ・帰りの会…日直当番活動

他教科の学習では、授業時間を通して学ぶが、「特別活動」の学びは、授業時間を超えて日々の学校生活に位置付いている。例えば、給食時間になると、給食当番が配膳を行う、給食を終えると、清掃時間となり、全員で教室の他、各学級に割り当てられている清掃の区域などを全校一斉に清掃活動を行うなど、児童は、日課表に位置付いている活動を自主的に行うことが身に付いていく。また、係活動においては、「学級活動」の授業時間で計画などを行うが、係活動の実践は、日常の学校生活の中で児童たちの発想を生かして自主的、実践的に行っていく。さらには、「児童会活動」の委員会活動においても、例えば、放送委員が、給食時間に放送活動を行ったり、保健委員が、休み時間に点検活動を行ったりするなど、児童たちは、係活動と同様に日常の学校生活の中で活動時間を考え自主的、実践的に活動をしていく。

3. 他教科等と異なる授業時数の取扱い

前述したように「特別活動」の活動は、日直、給食・清掃当番、係活動等々、授業時間以外に活動を行っている。

各教科等の授業時間の扱いについては、「学校教育法施行規則」において第51条の別表第一に定め、「特別活動」の授業時数は、年間35時間（1学年34時間を「学級活動」（学校給食に係るものを除く）に充てるものとしている。また、「特別活動」の「児童会活動」、「クラブ活動」、「学校行事」においては、小学校学習指導要領 第1章総則の「授業時数等の取扱い」に「…

（中略）それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなど適切な授業時数を充てるものとする。」とし、各学校で計画し、実践することを示している。

このように「学級活動」以外の授業の実施時数を各学校で計画・実践していくことは、他教科等と異なる「特別活動」の特質の一つと考えられる。

4. 「総合的な学習の時間」との比較から見える「特別活動」の特質

（1）「特別活動」と「総合的な学習の時間」の比較

「総合的な学習の時間」は、「特別活動」と同様に教科としてではなく、小学校学習指導

表1. 学校教育法施行規則（抄）第51条別表第1

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科等の授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数			35	35			
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総 授 業 時 数	850	910	980	1015	1015	1015	

要領においても一つの章として示されている。また、「総合的な学習の時間」は、「子ども主体」「課題中心」「体験重視」といった基本原理をあげ、「特別活動」とともに各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に活用しながら児童が、自ら現実の課題の解決に取り組むこと、体験的な学習や協働的な学習を重視することについて共通性が見られる。

しかし、その一方で異なる部分もあり、実践する際には、この異なる部分を理解しておくことが重要である。目標を比較すると、「特別活動」は、「実践的に取り組む」として「実践」を…、「総合的な学習の時間」は、「探究的な学習」として「探究」を…、各々示し特質と捉えることができる。

特別活動の「実践」は、「なすことによって学ぶ」という言葉からも話し合っただけで決めたことを実践したり、学んだことを学校さらに家庭・地域で実践したりして集団や社会の形成者として取り組んでいくということである。また、「総合的な学習の時間」の「探究」は、自ら学ぶ対象を「課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現」といった学び方（探究のプロセス）を重視している。

両者は、問題を解決するという点でも同様ではあるが、「特別活動」の「解決」は、例えば学級会で係や当番活動の問題点を改善案で示し、その改善案を係や当番活動で実際に行ってみるなど、現実の生活問題そのものを改善する、解決するという点である。また、「総合的な学習の時間」の「解決」は、「探究のプロセス」の過程で、自ら学ぶ対象から課題となるものを解決していくことであり、この解決からさらに新たな課題を見付けたり生まれたりしながら問い続けていく学習者を育てていくことを指している。

(2) 「特別活動」と「総合的な学習の時間」の関連

「特別活動」と「総合的な学習の時間」は、その共通性として体験活動を通しての学びという点があげられることから「総合的な学習の時間」の探究のプロセスを通してボランティア活動が実践される際には、「特別活動」の「勤労生産・奉仕的行事」として捉えることも考えられる。

一方、「特別活動」の「勤労生産・奉仕的行事」に位置付くボランティア活動を実践する際には、その活動を「総合的な学習の時間」に置き換えることはできない。置き換えできるのは、「総合的な学習の時間」の学び方である探究のプロセスのどこに位置付いているかが重要となってくる。

このように「特別活動」と「総合的な学習の時間」の比較や関連について考えることで、「特別活動」の特質がより明確になってくる。例えば、次のようなことを理解しておくことが重要である。

- ・目標と学校行事を教育課程の基準として示している集団活動であること
- ・学年、学校を単位とする、学校生活に秩序と変化を与えることを目指す教育活動であること

- ・学校集団や学校生活への所属感を深め、よりよい人間関係の形成や公共の精神などを養う教育活動であること

5. 「特別活動」の生徒指導の重視

(1) ガイダンスとカウンセリングを指導に生かす

「特別活動」は、集団活動の中で人間関係の形成をしていくことから、児童が自ら生かし自己実現できるよう生徒指導の機能からの援助が求められる。そこで、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの趣旨を踏まえた指導が重要となる。

ガイダンスは、児童の学級・学校生活への適応やよりよい人間関係の形成などに関して、集団の場面で案内や説明をすることである。その過程で児童一人一人の可能性を発揮できるように働きかけたり、指導・援助したりすることが大切である。

カウンセリングは、児童一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、児童一人一人の発達を支援する姿勢で個別の指導を適切に行うことが大切である。「特別活動」は、集団活動を通して学び、その集団も活動内容によって学級児童に留まらず、学級の枠を超えて、学年、高学年、1～6学年の異学年集団等々と多様である。そのような状況を想定して教師間との連携を図りながらガイダンス、カウンセリングの機能を実践に生かしていくことも他教科等と異なる点として位置付けることもできる。

(2) 「特別活動」といじめの未然防止等の取り組み

我が国のいじめの背景として学級内の人間関係に起因する問題が多く指摘されている。その点から集団活動を通して学ぶ「特別活動」は、互いの人格を尊重し、自発的、自治的な活動を中心とした学級活動が重要である。そして、いじめの未然防止として道徳等と関連させた指導に併せて「特別活動」においては、いじめ防止について児童会が中心となって児童自ら考えたり、啓発運動に取り組んだりするなど、自発的、実践的な活動が考えられる。

6. 「特別活動」の他教科等と異なる評価

各教科等では、児童の実態を踏まえ、目標と内容に沿った授業や教育活動を計画・実践し、実践後においては、各児童の学習状況を評価するプロセスを重視している。各学校の評価の原本となる指導要録の記入・記述は、各教科では、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価する観点別学習状況の評価方法を行っている。「特別活動」においては、他教科等と異なる評価方法をとっている。「特別活動」については、各学校が評価の観点を定めている。指導要録に観点を記入後、内容ごとに十分満足できる状況にあると判断される場合に○印を記入する。○印をつけた具体的な活動の状況等については、「総合所見及び指導上参考になる諸事項」の欄に記述する。指導要録による評価は、各担任が総括的評価の一つとして作成することとなるが、集団活動を通して学ぶ「特別活動」では、担任以外が指導する委

員会、クラブ活動があるため、委員会やクラブ活動の児童の状況を把握するため、担当教員や委員会・クラブの状況がわかるノートなどから情報を得ることが必要となる。これも他教科等ではみられない「特別活動」の特質としてあげることができる。

7. 「キャリア教育」の要としての「特別活動」

平成29年学習指導要領の改訂において「特別活動」の内容構成の改善として「学級活動」の内容の(3)として「一人一人のキャリア形成と自己実現」を設けた。これからは、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくための働きかけ、その連なりや積み重ねである「キャリア形成」を図ることが重要であると示されている。

そこで、「特別活動」を学校における「キャリア教育」の要として役割を担う位置付けとし、学校教育全体を通して実践していくこととなった。

さらに、学校、家庭及び地域における学習や生活の見直しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行い、その際に、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用することを重視することが示された。この蓄積する教材を「キャリアパスポート」として2020年からの実施が始まった。この「キャリアパスポート」は、小学校から中学校、高等学校へと引き継ぎ、発達段階に即した「キャリア教育」の継続的な実践が期待されている。

Ⅲ. ま と め

「特別活動」は、クラブ活動、卒業式、遠足などのようにその起源が明治時代のものもあるが、現在のような構成の起源としては、昭和33年学習指導要領改訂であり、「特別活動」の名称は昭和43年学習指導要領改訂からである。教育の基盤となる各教科は、児童の個々に焦点をあて学力や学び方、個性の伸長を目指して教育活動を推進してきた。一方、「特別活動」は、教科とは異なり、「集団活動」を通して学ぶことを前提としている。「特別活動」において集団の在り方を考えた時に、社会の一員としての児童たちに小学校教育でどのようなねらい、内容を設定して育成していくのかを検討し、時代に即して改善しながら今日に至っている。この時代の要請となるものは、今回の学習指導要領の改訂でも「キャリア教育」の推進として「特別活動」が要となって位置付けられた。急激な時代の変化の中で教育の捉え方として時折話題となるのが「不易と流行」という言葉である。「キャリア教育」は、「流行」と捉えるならば、「特別活動」の新設時より変わらず実践されているものが「不易」と捉えることができる。それは、時代を超えて引き継がれている日直、係活動、給食・清掃の当番活動等々があげられる。

これらの活動は、他教科のような授業時間ではなく、学校生活の一部として、世代や時代を超えて引き継がれ、日本の文化として定着している。これまで変わらずに実践してきた日本の「特別活動」のよさや成果は、海外(エジプト)から「Tokkatsu」という名で「日本式の教育」として着目されてもいる。「特別活動」は、「集団活動」、「自主的、実践的活動」と、他

教科等と異なる教育の重要な位置付けとなっているのである。

引用・参考文献

- 1) 教育開発研究所 1993年(平成5年)「実践からみた特別活動のあゆみ」著 外村 近
- 2) 文部省 1947年(昭和22年)学習指導要領一般編(試案)
- 3) 文部省 1951年(昭和26年)学習指導要領一般編 改訂版(試案)
- 4) 文部省 1958年(昭和33年)小学校学習指導要領
- 5) 文部省 1967年(昭和43年)小学校学習指導要領
- 6) 文部省 1977年(昭和52年)小学校学習指導要領
- 7) 文部省 1989年(平成元年)小学校学習指導要領
- 8) 文部省 1998年(平成10年)小学校学習指導要領
- 9) 文部科学省 2008年(平成20年)小学校学習指導要領
- 10) 文部科学省 2017年(平成29年)小学校学習指導要領解説特別活動編
- 11) 東洋館出版社 2017年(平成29年)小学校新学習指導要領ポイント総整理 特別活動
- 12) 文部科学省 2013年(平成25年)道徳教育の充実に関する懇談会(第8回)配付資料2